

## グッドタイムケアプランセンター・宮島 運営規程

### (事業の目的)

第1条 「社会福祉法人創生会」が開設する「グッドタイムケアプランセンター・宮島」(以下、「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下、「事業」という。)は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (事業の運営方針)

第2条 事業の運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮する。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供される指定居宅介護サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グッドタイムケアプランセンター・宮島
- (2) 所在地 広島県廿日市市阿品四丁目 51 番 26 号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
(常勤兼務1名、介護支援専門員を兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 4名  
(常勤兼務1名、常勤専従3名)  
介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受け、居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設等への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及び連絡体制は、以下のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前9時00分から午後6時00分までとする。

(3) 連絡体制

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 介護支援専門員は、定期又は随時、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し支援を行うものとし、その主な内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所

第3条に規定する事業所内のサービス担当者会議室(相談室)、利用者の居宅。

(2) 使用する課題分析票の種類

利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

月に1回以上。

(4) サービス担当者会議の開催場所及び開催頻度

第3条に規定する事業所内のサービス担当者会議室(相談室)や居宅サービス事業所の相談室等、個人情報の保護が図られる場所を活用し、居宅サービス計画の変更時及び介護保険の更新時、その他必要に応じて、適宜開催する。

(5) 主な支援の内容

居宅サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整、必要時における介護保険施設等への紹介、その他各種相談に対する助言等。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートルあたり20円の実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して、事前に文書で説明を行ったうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、廿日市市、広島市、大竹市とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

第10条(業務継続計画の策定等)

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けることとし、事業体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

(3) 廿日市市介護支援専門員連絡協議会の研修

(4) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持することとする。

3 従業者に、職務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に文書で交わすこととする。

4 当規定に定めるほか、運営に必要な重要事項については、「社会福祉法人創生会」と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。・この規程は、令和4年7月1日から施行する。  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。